

◆入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

公告において「再資源化の有無：有」としているものは、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事となります。

1 入札参加資格等に関する事項（入札に参加するものは、以下の要件を満たす必要があります。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工書の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (3) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者（当該受託者が建設関連共同企業体である場合にあつては、当該共同企業体の代表者を含むすべての構成員をいう。）又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。

- 一 受託者は、公告に掲載のとおりです。
- 二 「当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 当該受託者と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
 - イ 役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社。
 - (ア) 株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。
 - a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (エ) 組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
 - ウ 役員配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社。
 - エ 本工事に係る設計業務等において、当該受託者に技術的支援を行っている者。なお、「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」、「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいいます。

- (7) 本工事の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

- 「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
 - イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
 - ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

- (8) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（佐賀県財務規則第106条第2項に規定する額（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上）とします。

3 配置予定技術者に係る資格及び専任性等について

(1) 配置予定技術者の資格について

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により本工事の発注工種に適合した同法第7条に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を設置しなければなりません。

(2) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置を必要とする建設工事について

主任技術者については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の定めるところにより、工事一件の請負代金の額（消費税込）が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては9,000万円）以上については専任での配置が義務付けられています。さらに、下請負の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合、建設業法第3条の規定により会社として特定建設業の許可を有しているとともに、専任の主任技術者については監理技術者の配置が義務付けられます。

(3) 配置予定技術者調書（様式第7号）について

ア 他工事に専任主任技術者（監理技術者）として配置している者を本工事の配置予定技術者として申請する場合は、本工事の契約予定日の前日までに（遅くとも現場に着手するまでに）、他工事の専任を外すことが確実（他工事の完成検査に合格する見込みが確実である等）であるものに限り、また、真にやむを得ない事情により本工事に配置ができなくなった場合は、入札の際に辞退届を電子入札システムで提出してください。

なお、落札決定後に申請した配置予定技術者を設置できない状況となった場合は、特別の事情がある場合を除き指名停止措置、契約の解除等を行います。

※専任の特例（兼任等）については、参加者の責任において各種制度を確認してください。

イ 専任での配置については、入札参加資格確認申請者において、入札心得（参考）の「※ 監理技術者等の専任期間について」を確認のうえ申請があったこととします。

ウ 配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができます。ただし、総合評価方式に係る技術者の評価点については、評価点の最も低い者で評価します。

また、複数の候補者の中から1名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。（複数の候補者の上限は3名までとします。）

4 入札参加資格に係る同種工事の実績（会社及び配置予定技術者）について

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の施工実績に限りません。
ただし、PC橋上部工工事（下部工工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、構成員のうち代表者としての施工実績に限りません。

(2) 経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として認めます。

(3) 経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含めることとします。

(4) 発注工種が法面工、地すべり、アンカー工の場合は、公共工事（※）の施工実績に限りません。

※公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第18条で定める法人が発注者である建設工事とします。

(5) 配置予定技術者の施工経験の取り扱いについて

監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の2分の1を上回る場合のみ施工経験として認めます。

ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限りません。

なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の2分の1以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合、施工経験として認めます。

5 書面提出資料の送付方法等

(1) 書面提出資料の提出にあたっては以下の点に留意してください。

- 提出方法は、持参又は郵便等のいずれでも差支えありませんが、公告に掲載している受付期間内に提出先に到達したものに限りません。
- 持参又は郵便等のいずれの場合も、「入札参加資格及び総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表（別紙1）」を添付のうえ書面提出資料一切を封入し、封筒には、「発注機関名」、「工事名」及び「技術者等資料在中」と朱書きしてください。
- 郵便等の場合は、配達事故等を防ぐため、できるだけ書留郵便等の配達記録が残る方法としてください（普通郵便により提出された書類が受付期間の最終日に提出先に到達していない場合は理由の如何を問わず「入札参加資格無し」となります。）。
- 持参の場合は公告に掲載している受付期間内（佐賀県の休日に関する条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する県の休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分（受付期間の最終日は午後4時00分）までを受付時間とします。また、受付時の提出書類の内容確認は一切行いません。
- 提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

(2) 総合評価の落札者決定基準に記載している同種工事等に関し、佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領の規定に基づく事前登録を受けている者は、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類」、「工事成績評定点調書（別紙2-1）、工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類」、「防災協定調書（別紙5）及び事実を証する書類」、「優良施工工事調書（別紙7）及び事実を証する書類」「最終請負額調書（別紙2-4）及び事実を証する書類」に代えて、それぞれの総合評価事前審査登録証の写しを送付してください。

また、事前登録の申請を行っている者（総合評価事前審査登録証を受領していない者に限る）は、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類」等に代えて、それぞれの総合評価事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）の写しを送付することができます。

なお、その際は、既に提出されている申請書及び事実を証する書類の資料をもって、評価値を判断します。

(3) 「事実を証する書類」及び「経験を証する書類」について、同じ内容で資料を提出する場合は、各様式ごとに添付資料として提出する必要はありません。

(4) 公告に記載している重複発注（所謂取り分け）案件に複数案件の参加申請をする場合の取り扱いについて

全て同じ内容で資料を提出する場合は、「事実を証する書類」などの添付資料については、各案件ごとに提出する必要はありません。

この場合においては、書面提出一覧表下欄に「事実を証する書類」などの添付資料の添付先の工事名を記入してください。

〔 記載例：「事実を証する書類等」は、〇〇〇〇第□□□□□□□-△△△号×××××工事
に添付

〕
なお、「事実を証する書類」などの添付資料については、工事番号の一番若い案件に添付してください。

ただし、添付資料を添付しない案件についても「入札参加資格及び総合評価落札方式に係る書面提出一覧表」と「各提出調書（様式等）」については全て提出してください。

6 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、公告に掲載している期限までに電子入札システムにより入札参加資格確認の通知をします。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格有りの通知を受けた者に限ります。

入札参加資格が無いと通知された場合、入札参加資格が無いと認めた理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、公告に記載している期限までにその旨を記載した書面を提出してください。

7 総合評価に関する事項

この入札は、価格と価格以外の要素（施工能力、技術提案等）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式**簡易型**を適用します。併せて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、公告等に記載された要求要件を確実に実現できるか審査し評価を行う施工体制確認型を適用します。

(1) 評価項目と評価基準

入札参加者の提出した資料及び施工体制確認の調査に先立ち求める追加資料について、別記「落札者決定基準」及び別紙「施工体制評価審査基準」に基づき評価するものとします。

(2) 総合評価の方法

入札参加資格を確認できた入札参加者全てに基礎点（100点）を与え、さらに入札参加者から提出された資料により評価し、0点～最大20点の範囲で加算点（工事難易度Ⅰについては、加算点15点以上は15点を上限とします。また、工事難易度Ⅱ、Ⅲについては、加算点17点以上は17点を上限とします。（別記「落札決定基準」を必ず確認してください。））を、0点～30点の範囲で施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す方式で得られた数値（以下「評価値」という。）を求めます。

ただし、その評価値が、基礎点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこととします。

（算出式）

技術評価点＝基礎点（100点）＋加算点（0～最大20点）＋施工体制評価点（0～30点）

評価値＝技術評価点/入札価格

評価値≥基礎点（100点）/予定価格

(3) 施工体制ヒアリングの実施について

施工体制の構築と施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施します。

なお、評価値が最も高い者の申込みに係る価格が佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に定める低入札調査基準価格（以下「低入札価格」という。）以上であるときはヒアリングを行わない場合があります。

ア ヒアリングの日時、場所及び追加資料の提出期限については、公告に掲載しているとおりです。

イ 追加資料の提出

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札価格に満たない者に対して、ヒアリングのための追加資料の提出を求めます。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札日の翌日以内に入札参加者あて連絡するものとし、その提出期限は、公告に掲載しているとおりです。

提出を求める追加資料は【別紙1】のとおり。

なお、【別紙1】の追加資料は、提出期限後の修正及び再提出は認めません。入札参加者

別のヒアリング日時については追って連絡します。

ヒアリングの出席者（最大3名以内）については申請された配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が複数の場合、発注者が事前に指定する配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含めてください。

追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合、有効な様式の提出が8割に満たなかった場合等は、入札に関する条件に違反した入札として無効とするほか、指名停止とする場合があります。（その他の無効条件は【別紙2】のとおりです。）

ヒアリング時には明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、県の求めに応じて提示する必要があります。また、提出された工事費内訳書について説明を求めることがあります。資料を持参していない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を加点しません。これとあわせ、加算点及び基礎点を加点しないことがあります。審査方法の概要は【別紙1】のとおりです。

※都合により、追加資料の提出ができない場合は、【別紙3】を提出してください。

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがあります。
- (2) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者となるべき者を定めます。（但し、評価値は小数点以下13桁目を切り捨てた値とします。）
- (3) 評価値が最も高い者が低入札調査基準価格を下回る入札である場合は、落札者の決定を保留し、佐賀県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領に規定する調査により評価値の確定を行い、評価値が最も高い者を落札者とします。
ただし、評価値が最も高い者が低入札調査基準価格を下回る入札である場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定します。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施します。

9 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書（別紙様式2）について

入札書提出締切日時までに、「工事費内訳書」及び「現場代理人等配置予定事前届出書」を電子入札システムにより入札書と併せて登録してください。

- (1) 一般管理費等、工事価格、消費税相当額、工事費計は、工事費内訳書に記載しないでください。よって、工事費内訳書には工事原価まで記載してください。
なお、一般管理費等は工事費内訳書に記載しないが、以下の計算式より算出された金額を入札参加者が提示した一般管理費等とみなし、工事費内訳書に記載されたものとして適用します。

$$\text{一般管理費等} = \text{入札金額} - \text{工事費内訳書記載の工事原価}$$

※上記について、製作工事がある場合は「工事価格」を「据付工事価格、工事価格」に、「工事原価」を「据付工事原価」に読み替えます。また、この場合、一般管理費等の計算式においては入札金額からさらに「製作工事（機器単体費）」を差し引きます。

- (2) 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書は、公告に添付された様式を使用し、書式の変更等（ファイル形式の変更を含む。）を行わないでください。
- (3) 工事費内訳書について、入札心得6「無効の入札」を確認のうえ提出してください。
- (4) 現場代理人等配置予定事前届出書の主任技術者及び監理技術者については、入札参加資格有りの通知を受けた配置予定技術者を届出てください。複数人届出される場合においては、その複数の候補者の中から1名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。

10 入札質問について

- (1) 質問期限について

入札案件に対して質問がある場合の質問期限は公告に掲載しておりますのでご確認ください。質問期限を経過した後の質問は受付いたしません（回答いたしません）のでご注意ください。

(2) 質問方法について

質問は、電子メールにより行ってください。※アドレスは公告本文に記載しています。

質問を行う際は、

- ・所定の様式を使用する
- ・メール本文に直接記載する
- ・独自の様式を使用する

のいずれの方法でも差し支えありませんが、いずれの方法で質問を行う場合であっても、メール本文には「発注機関名」、「案件名」を記載するとともに、質問を行った方の会社名と担当者名を記載するようにしてください。（独自の様式を使用する場合は、質問の用紙にも「発注機関名」、「案件名」、「会社名及び担当者名」を記載してください。）

(3) 回答方法について

質問に対する回答は、情報公開システムに回答を掲載する方法により行います（併せて、入札質問をされた方に対してのみ、回答を掲載した旨の電話連絡をいたします。）。

工事費の積算に関するものなど重要な回答が掲載される場合もありますので、入札質問をされていない場合であっても、公告に掲載している回答期限内は、適宜、情報公開システムをご確認いただくようお願いいたします。

11 その他

- (1) 電子入札システムに登録した入札参加資格確認申請書ファイルにおいて、参加意思が不明確な場合は、入札参加資格確認申請書の受付ができません。

- （入札参加資格確認申請書の受付ができない主な事例）
- 入札参加資格確認申請書の記載内容に不備（工事番号、工事名、所在地、商号又は名称、代表者名の全てが記入漏れ）がある場合。
 - 登録ファイルが入札参加資格確認申請書でない場合。

- (2) 入札参加資格確認申請書は、公告に添付された様式を使用し、書式の変更等（ファイル形式の変更を含む。）は行わないでください。

- (3) 入札書を提出する前に、入札を辞退することとした場合は、佐賀県電子入札システムにより辞退届を提出してください。なお、辞退届を提出できる期間は、公告に記載している入札書提出期間に限られております。
※入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

- (4) 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算したうえで入札してください。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行ってください。

- (5) 発注機関が同一で工期が重複する近接した工事の受注者と同一業者が落札、契約締結し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合は、設計変更により間接工事費等の調整を行います。

- (6) 前金払 有 （契約金額の40%以内）

- (7) 中間前金払 有 （契約金額の20%以内）

- (8) 部分払 有

- (9) 本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）については、公告している機関へ問い合わせください。

また、落札決定後（中止した場合を含む。）の疑義については、発注機関へ問い合わせください。

なお、入札心得13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。

そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問をしてください。

- (10) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めることがあります。なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。

- (11) 「入札心得（電子入札用）」及び「電子入札システム取扱要領」については、佐賀県ホームページのトップ画面の右にある＜入札＞をクリックし、＜電子入札＞ショートカットから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」内の「利用規約」に掲載していますので、必ず確認してください。

※債務負担行為または継続費による契約の場合は、11その他-(6)、(7)のうち「契約金額」とあるのは、「各年度の出来高予定額」と読み替えます。なお、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結したときは、前金払の割合は20%以内となります。